

# 令和6年度 第1回 鳥取県立図書館協議会次第

日時：令和6年10月3日(木) 午後1時10分～  
会場：図書館大研修室

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議 題

### (1) 協議事項

- ア 令和5年度事業の実施状況について（資料1-1）  
【参考】統計資料（資料1-2）
- イ 令和6年度事業の実施計画について（資料2）
- ウ 読書バリアフリー計画の中間評価等について（資料3）
- エ その他

### (2) 報告事項

- ア 県民から寄せられた意見について（資料4）
- イ 鳥取県立電子書籍サービスの利用状況について（資料5）
- ウ 「鳥取県電子図書館普及キャラバン」について（資料6）
- エ 「図書館で英語の本を楽しもう」の結果について（資料7）
- オ 図書館を活用した「あんしん健康ライフ」応援事業について（資料8）
- カ ボランティアによる図書館の活性化について（資料9）
- キ 第29回鳥取県図書館大会の開催結果について（資料10）
- ク その他

## 4 閉 会

# 鳥取県立図書館協議会委員

(任期：令和6年9月1日～令和8年8月31日)

区 分	氏 名	団体及び職名等
学校教育関係者	こだに たかし 小谷 孝	鳥取県学校図書館協議会 会長 倉吉市立西中学校 校長
学校教育関係者	あさだ まこと 麻田 真	鳥取県立倉吉東高等学校 司書主任
社会教育関係者 (家庭教育関係者)	しお くにえ 塩 邦恵	子ども文庫Pippi&Lotta 主宰
社会教育関係者	もうり じゅん 毛利 純	町立みささ図書館長
学 識 経 験 者	おおぞの たけお 大園 岳雄	国立大学法人鳥取大学 研究推進部 図書館情報課長
学 識 経 験 者	つじなか じゅんこ 辻中 順子	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部 副部長
学 識 経 験 者	さわだ なつこ 澤田 奈都子	公立鳥取環境大学 図書情報課長
学 識 経 験 者	かどわき やすみ 門脇 保身	社会福祉法人鳥取県ライトハウス理事長 同点字図書館長
学 識 経 験 者	いのうえ まさゆき 井上 昌之	(株)新日本海新聞社執行役員 編集制作局長
公 募 委 員	おおにし やすえ 大西 保江	

# 図書館協議会に係る根拠法令

## 図書館法（抄）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 図書館法施行規則（抄）

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

## 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（抄）

（協議会の設置等）

第3条 図書館に、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 鳥取県立図書館管理規則（抄）

（図書館協議会）

第11条 図書館協議会の運営に関し必要な事項は、図書館協議会が別に定める。

## 鳥取県立図書館協議会運営規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取県立図書館管理規則第11条の規定に基づき、鳥取県立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会に議長を置く。

2 議長は、協議会委員（以下「委員」という。）の互選とし、その任期は委員の任期とする。

3 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を主宰する。

（会議）

第3条 会議は、鳥取県立図書館長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。

## 令和5年度第2回協議会での主な意見等

### ■英語関係事業

○英語の授業が開始されている小学校はもちろん、保育園でも保護者が大変関心を持っている。利用者も増えていくかと思うので、今後も推進をお願いします。

⇒ 今後も楽しみながら英語を学ぶような機会を設けたい。

○英語に親しむイベントや多読が来年度の取組に反映されており、期待している。

➤ 「図書館で英語の本を楽しもう」の結果について（資料7）

### ■電子書籍・とりデジ

○電子書籍は、良いスタートが切れたと思う。

⇒ 障がい者サービスの面からも、読み上げ機能があるものを中心に購入したい。全文検索ができる電子書籍の方が調べ物に便利な場合もあるので、そのようなものをどんどん購入していきたい。

➤ 鳥取県立電子書籍サービスの利用状況について（資料5）

○デジタル化時代の知の拠点事業は、デジタル化するだけでなく、実際にどう使われるかが大事。使われ方の調査も必要になるが、積極的に事例を発信していくと利用が広がっていくと思う。学校の教材としての利用、商品開発などの事例が出てくると面白いものになると思う。

⇒ とりデジを利用した商品開発の例はないが、大阪市で商品パッケージに使われたり、静岡県でお茶の缶の表示に使われている例があるため、そのような利用ができることも周知していきたい。

### ■おすすめ本のリスト

○高校での貸出数減もあるので、高校生にすすめたい本のリストを広めて貸出を増やしていただきたい。

⇒ 目をひくようにホームページ等に表紙を載せるのは著作権的に難しいところがあるが、令和6年度はやってみたいという話もある。令和5年度は紙媒体のものを市町村立図書館や大学図書館にも送ったところであり、高校だけでなく、幅広く活用していきたい。

○支援が必要な子供たちへのおすすめ本リストについても検討していただきたい。

⇒ 特別な支援が必要な子供は、障がいの程度、種類により一律にならない。色々なものを準備し、ベストなものを選んでもらえる環境を提供するのが我々の仕事。特別支援学校の司書とも相談しながらやっていきたいと思うので、いただいた意見は連絡会で俎上に上げたい。

### ■館内表示

○館内の床の案内表示は画期的だと思う。効果があれば予算要求を考えたいと思うので、情報提供をお願いしたい

⇒ ロービジョン団体からも期待されており、これによって来館者増を期待するわけではないが、来館できなかつた人が来館できるようになるのは良いことだと思う。

### ■読書以外の図書館利用

○フリースペースのような場所や空間を求めて来館する方も大勢いると思うので、それを拡大することで幅広い利用者に来館してもらえるようになるのではないかな。読書だけでなく幅広い使い方ができるスペースを提供できたら、来館者増に役立つと思う。

○高校生の放課後の居場所づくりについて、県教委から駅前のサテライトを勉強場所や居場所として活用させてもらいたいという相談があった。他県でも駅前の図書館で学生が勉強している風景が見られ、利用促進という観点からすると工夫のしどころだと思う。

⇒ 大研修室へのフリースペースの拡大については、高価な機材があることや交流の場として利用したいという意見をいただいていること、また、高校生だけに開放することは県立図書館としての公平性の観点から問題があると思われることから、悩ましいところ。

## ■市町村立図書館、大学図書館との連携

○図書館へ行こうキャンペーンは、それぞれの図書館を知ってもらう良い機会となった。面白い取組だと思うので今年度の反省を踏まえ、来年度もお願いしたい。

### ➤ 令和6年度も10月1日から実施

○県外の方には、リクエスト後すぐに届く配本システムを使って県立図書館の本をどんどん取り寄せていると話している。市町村立図書館でもこのことを何かPRできたらと思う。

○三朝の図書館に県立図書館の本のコーナーがあるが、他の図書館でも県立図書館をPRできれば利用も増えると思う。

⇒ 以前はポスターやチラシを作って県立の本が市町村でも借りられることを周知していたが、それからしばらく経っているので、広報についても検討し、そのようなことを知ってもらう努力をしたい。

○世界的にカーボンニュートラルの動きがある中、日本は欧米に比べて関心が低い。仕事とくらしの事業の中で、今後のテーマとして脱炭素について知らせる取組があっても良いと思う。鳥取環境大学でも公開講座などやっており、協力していけるのではないかと思う。

⇒ 来年度の事業の中に取り入れられるかどうかは別として、今後のテーマとしてしっかり考えていきたいと思う。

○県立図書館で利用できるデータベースについて知らない学生もいると思うので、利用できることを積極的に学生や教員に向けて広報できればと思う。

○蛍光灯の生産が終了する中図書館のLED化が進んでいない。特に集密の書庫関係は建物の電気とは別枠になるので、そのあたりの情報も共有していきたい。

### ➤ 「鳥取県電子図書館普及キャラバン」について（資料6）